

別表十六(二)

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定率法又は定率法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度	法人名
種 類	1
資 産 構 造	2
資 産 細 目	3
取 得 年 月 日	4
事業の用に供した年月	5
耐 用 年 数	6
取得価額又は製作価額	7
(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8
差 引 取 得 価 額 (7) - (8)	9
償 却 額 計 算 の 対 象 と なる 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10
期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11
積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12
差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10) - (11) - (12)	13
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14
前期から繰り越した償却超過額	15
合 計 (13) + (14) + (15)	16
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17
償却額計算の基礎となる金額 (16) - (17)	18
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	19
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	20
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	21
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	22
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	23
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	24
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	25
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	26
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	27
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	28
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	29
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	30
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	31
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	32
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	33
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	34
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	35
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	36
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	37
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	38
当期償却額	39
償却不足額	40
償却超過額	41
前期からの繰越額	42
当期償却不足によるもの	43
積立金取崩しによるもの	44
差引合計翌期への繰越額 (41) + (42) - (43) - (44)	45
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40) - (43)と(36) + (37)のうち少ない金額	46
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47
差引翌期への繰越額 (46) - (47)	48
当期分不足額	49
当期分不足額	50
合併等特別償却不足額 (40) - (43)と(36)のうち少ない金額	51
備考	

別表十六(二) 令六・四・一以後終了事業年度分

P76～79参照

P79参照